

Title	南北朝・室町期公武関係の基本構造
Author(s)	松永, 和浩
Citation	大阪大学, 2009, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49396
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	まつ なが かず ひろ 松 永 和 浩
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学位記番号	第 2 2 6 0 4 号
学位授与年月日	平成 21 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	南北朝・室町期公武関係の基本構造
論文審査委員	(主査) 教授 平 雅行 (副査) 教授 梅村 喬 教授 村田 路人

論文内容の要旨

本論文は、南北朝・室町時代における公武関係の質的変容過程とその歴史的背景を明らかにしようとしたものである。序章・終章を含めて全 7 章から成り、枚数は 5 6 9 枚 (400 字詰め換算) である。

序章では南北朝・室町期の公武関係に関する戦前からの研究史を振り返って、問題点を指摘した。そして、内乱論および將軍一有力大名論との有機的連関の中で、公武関係を捉える必要がある、と述べる。

第 1 章では朝廷の公事用途の調達を検討した。そして、①激戦期には朝廷の公事用途を幕府が負担するものの、安定期になると幕府は朝廷財政の自立を支援しており、この姿勢は基本的に鎌倉幕府のあり方を踏襲するものであった、②応安半済令以後は戦時体制が恒常化され、幕府が公事用途の賦課・徴収から納入まで全面的に担当するシステムが制度的に確立した、と述べている。第 2 章では戦況との関わりから半済令を再検討した。そして、延文 2 年令 (1357) までは、戦時は半済、平時に戻ると半済解除の原則であったが、応安元年令 (1368) では一部の半済が平時でも恒久化されるようになった、と指摘している。

第 3 章では、正平の一統 (1351 年) が破綻した後の北朝の再建過程を扱った。南朝による三院の拉致により、室町幕府は後光厳天皇を急遽擁立したが、後光厳はその正統性に疑問をもたれており、公家社会における求心力を欠いていた。そこで室町幕府は武家執奏を用いて公家への賞罰を断行することによって、後光厳天皇のもとに公家を再編しようとした、と論じている。第 4 章では足利義満の公家化を取りあげた。そして公家化には、將軍と守護との差別化を図って、將軍家の絶対化と守護勢力の抑制をはかるという対守護政

策としての意義があったことを指摘している。

第 5 章では、室町幕府の厳格な賞罰によって、公家社会がどのように変容したかを検討している。そして、①万里小路家は朝廷・幕府への奉仕によって家格上昇と家領形成を果たし、②洞院家・今出川家・正親町家などの左馬寮領管領者たちは激しく浮沈し、③中院流諸家が没落する中で、久我家が室町殿とともに源氏長者を独占する体制が成立した、と述べている。終章では本論を概括した。

論文審査の結果の要旨

南北朝時代において、朝廷の権限は次第に室町幕府に委譲され、最終的には足利義満による一種の院政に到達する。これまでの研究はその歴史過程を、武士発展史観のなかで捉えてきた。そこでは、武家の権力的成長はあたかも自然史的過程であるかのように自明視されており、朝廷の権限移行や義満の公家化がなぜ行われたのか、十分に問われてこなかった。

それに対し本論文は、権限移行の根本要因が内乱にあったという立場から、膨大な資料を精査しながら、この時期の公武関係を丹念に検討した。その結果、申請者は観応の擾乱までの公武関係が、鎌倉時代の在り方を基本的に踏襲するものであったことをまず確認した。正平の一統が破綻すると、室町幕府は一度見捨てた北朝を再建することになるが、求心力を失った北朝の建て直しは容易ではなく、そのため室町幕府は財政の面でも、公家統制の面でも積極的なテコ入れを行わざるを得なかった。こうして鎌倉時代とは異なった室町時代特有の公武関係が、観応の擾乱―正平の一統を契機に登場してくることを本論文は実証的に明らかにした。これは本論文の非常に重要な成果である。

また、足利義満の公家化についても、王権の篡奪を目論んだものとの見解に対し、本論文は、守護統制を目的としたものと提起している。將軍と守護との差別化を図って將軍権力の優越性を示そうとしたのが、將軍の公家化の目的であったと論じている。これらはいずれも、南北朝・室町時代の政治史研究への大きな貢献である。また、武士発展論とは異なる文脈でこれらの歴史事象を説明してみせたことは、日本中世史研究一般にも少なからぬ影響を及ぼすであろう。

とはいえ、本論文にも問題がないわけではない。内乱や戦争に囚われるあまり、平時に戻った段階での政治史分析がなお十全ではないし、室町殿と守護との関係についても一層の検証が望まれる。しかし申請者が若手研究者であることに鑑みれば、本論文の達成もとに、今後、自らの構想をさらに深めてゆくことが期待される。本論文はその基礎となる価値を十分に有している。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。